

ソルベンシー規制の国際的動向とEUソルベンシー II

河野年洋*

2004年9月27日投稿

2005年1月20日受理

概要

金融市場のグローバル化を受けて、金融セクター間および保険セクター内での国際的な監督規制の調和化にむけた検討が進められている。この論文では保険者のソルベンシー規制に焦点をあてて、国際的な監督基準策定機関である保険監督者国際機構によるソルベンシー基準策定の検討状況、保険監督の新しい枠組み（案）について述べた上で、それに対応して国際アクチュアリー会が作成した保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組みについての報告書の概要を述べる。これらの国際的動向を取り入れつつ進められているEUソルベンシー II では、3つの柱手法の採用、目標資本要件と最低資本要件の明確化、内部モデルの採用などの検討が進められている。ソルベンシー II は、EU 域内 25 カ国のソルベンシー基準の調和およびリスクベース基準への抜本的見直しを図る先端的試みとして、今後の国際的枠組みの在り方に大きな影響を与える可能性がある。

キーワード：ソルベンシー，リスクベース，内部モデル，ソルベンシー II，IAIS

1 保険監督者国際機構

1.1 保険監督者国際機構の活動

保険者のソルベンシー規制は、各国で区々の制度が実施されている（表1，表2参照）が、金融グローバル化の進展により、国際的に共通する基準の策定が求められている。保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors, 略称 IAIS）は、100 を超える国・地域の保険監督機関がメンバーとなっ

ている国際機関で、保険の規制・監督に関する国際基準を策定している。IAIS の大きな課題の一つが資本適合性とソルベンシーに関する基準策定である。また金融セクターを超えた資本規制等の整合性を図るため、バーゼル銀行監督委員会や証券監督者国際機構等とも協力して基準策定にあたっている。

IAIS の定める基準は、銀行の BIS 規制ほど強制的ではないが、監督者の監督ともいわれている金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program, 略称 FSAP）が 1999 年から IMF・世界銀行によって実施

*ニッセイ同和損害保険株式会社 〒104-8556 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー
email: toshihiro.kawano@nissaydowa.co.jp

されており、保険セクターの審査・評価に際してはIAISが設定した保険監督基本原則（Insurance Core Principle, IAIS [2003]）が基準となることもあり、各国の監督機関にも影響力を持つものとなっている。

1.2 保険監督基本原則

IAISの定める監督基準は、三つの階層構造をなしており、上部から原則（Principles）、基準（Standards）、指針（Guidance Papers）となっている。原則の中でも中心となるのが、保険監督基本原則である。2003年10月に新しい保険監督基本原則が採択された。今回の改正に際しては、FSAPの経験や、銀行、保険、証券セクターの監督原則を比較したジョイントフォーラムの報告書等が考慮されており、新保険監督基本原則は金融セクター間の整合性にも配慮したものとなっている。

新保険監督基本原則は全体で28の原則からなっており、それぞれに必須基準と上級基準が設定されている。必須基準は保険監督基本原則を遵守していることを証明するために必要不可欠なもので、上級基準は必須基準を改善し監督体制を強化するものである。ソルベンシーについては保険監督基本原則23に述べられている。¹

1.3 ソルベンシー基準の検討状況

IAISはソルベンシーに関する基準の策定を精力的に進めている。

2002年1月に、「資本適合性およびソルベンシーに関する原則」を採択し、2003年10月には、「監督モデルの一環としてのアクチュアリー活用の活用」、「ソルベンシーコントロール水準」および「保険者によるストレステスト」の3指針を採択し、「保険負債の測定および評価に関する討議文書」を完成した。

2004年に入ってから、「適切な資本の形態に関する

¹ 保険基本原則23 資本適合性とソルベンシー；監督当局は、保険者に対して、定められたソルベンシー制度を遵守するよう要求する。この制度は、資本適合性要件を含み、予測困難な重大損失を保険会社が吸収できるようにする資本の適切な形態を要求する。

基準」についてのドラフトを関係者に提示し、コメントを募集した。

今後検討が予定されている課題としては、ソルベンシー・フレームワーク、資本適合性の要件に関する基準、資産負債マッチングに関する指針などがあげられている。

1.4 新BIS規制

金融セクター間の監督規制の整合性という意味で、保険に大きな影響を与えているのが新BIS規制（国際的には、Basel IIと呼ばれている）である。バーゼル銀行監督委員会は、国際的に活動している銀行を対象に定めている現行BIS規制を改正し、2006年末から新BIS規制の導入を予定している。新BIS規制では、これまでの当局管理型の規制から銀行自らがリスク管理を行う自己管理型・市場規律型の規制を目指している。新BIS規制では、3つの柱手法が用いられている。

第1の柱；最低所要自己資本

第2の柱；監督上の検証プロセス

第3の柱；市場規律

1.5 保険監督の新しい枠組み（案）

1.5.1 意義

IAISは2004年10月に、保険監督の新しい枠組み（案）を公表した（IAIS [2004]）。新しい枠組み（案）は、これまでに設定されたIAISの諸原則の全てを包含するとともに、今後IAISが進めていく主要領域を識別するための体系となるものである。保険者ソルベンシー評価のための国際的に共通な構造・基準は、新しい枠組み（案）に埋め込まれており、その一部をなしている。

新しい枠組み（案）では、新BIS規制の3つの柱手法が考慮されたがさらに保険の特性や保険固有のリスクを反映する必要があるとして、3つの柱手法と整合的ななかでこれを拡張した枠組みを提示している。

1.5.2 共通の構造・基準

保険者ソルベンシー評価のための共通の構造・基準の

目的は、次のことによって、契約者利益と契約者保護のために保険監督の改善を図ることであるとしている。

- ・ 保険業界と保険監督者団体を援助すること
- ・ 透明性と比較可能性を高めること
- ・ 平等な競争条件を維持すること
- ・ 国際協力の機会を提供すること
- ・ 規制による裁定を減らすこと
- ・ 公衆の信頼を増加させること
- ・ 財務報告と法令遵守のコストを減らすこと
- ・ 資源の有効活用ができるようにすること

1.5.3 監督の枠組み

新しい枠組み（案）は、保険監督の枠組みとして3つのレベルと3つのブロックの組み合わせを提示している（図1参照）。

- ・ レベル1；効率的な保険監督のための前提条件
- ・ レベル2；規制要件（3つのブロックからなる）

①財務ブロック：ソルベンシーと資本適合性等

②ガバナンスブロック：内部管理等

③市場行動ブロック：販売活動、情報開示等

- ・ レベル3；監督上の措置

保険者ソルベンシー評価のための共通のソルベンシー構造・基準は、財務ブロックの重要な部分であるが、ガバナンスと市場行動にも関連し、更に監督上の措置まで拡張される。ソルベンシー基準は、単独で存在するのではなく、枠組みの他の要素と相互に依存するところにその特徴があると述べている。

今後 IAIS は、保険者ソルベンシー評価のための共通の構造・基準の鍵となる要素「コーナーストーン」について、詳細な見解を形成する予定である。これらのコーナーストーンは、一貫性のある評価のための実質的な精度と透明性を要求するものとされている。

2 国際アクチュアリー会

2.1 国際アクチュアリー会の取組み

保険者のソルベンシー評価にあたっては、保険者が抱

えるリスクの特定とその評価が必要となる。保険者は、資産運用リスクだけでなく、保険引受に関する複雑なリスクをかかえており、その評価には保険数理的手法が不可欠である。国際アクチュアリー会（International Actuarial Association, 略称 IAA）では、IAIS の保険監督基準策定に関連する課題の開発に寄与してきた。

2.2 アクチュアリー役割

IAA は 2002 年 9 月に公表した文書「保険監督におけるアクチュアリー機能」（IAA [2002] P9）で、アクチュアリー役割を次のように述べている。

保険会社を補助する専門家の一員として責任アクチュアリー（Responsible Actuary）²を任命することを法律で定めることは、会社のリスク・資本管理を著しく強化することができ、保険契約者の安全性を増大させ会社と監督者にとっても有益である。監督者が、監督規制に他の手法を採用する場合でも、アクチュアリーの適切な関与は監督プロセスの効率および効果を高めることができる。

また、この文書（IAA [2002] P3）の中でソルベンシーと資本適合性の枠組みについての考え方を次のように述べている。

IAA は、健全に事業を行うために保険者に対して求められる全体的財務要件は、以下の2つの合計として表されるのが最適である。

(i) 会社の既存債務に見合う将来の支払額の期待値に基づいた現実的な準備金

(ii) (一般的にリスクベースドキャピタルとして知られている) 保険会社の事業リスクに基づく資本、当面の保険事業および資本投資計画に基づく資本の合計額で、最

² 責任アクチュアリー (Responsible Actuary) とは、不利な状況下で保険会社の支払能力や契約者の正当な期待が脅かされまたは危険な状態に置かれるときに監督者への情報提供を行うという特殊な業務を、監督者が法律に基づいて課したアクチュアリーをいう。責任アクチュアリーは、経営幹部としての地位を有しているのが通常である。

小限の特定された資本適合性の水準を提供するもの

2.3 ソルベンシー評価報告書の作成

IAA は、IAIS におけるソルベンシー基準の検討に資するために、報告書「保険者ソルベンシー評価の国際的枠組み」(IAA Insurer Solvency Assessment Working Party [2004]) を作成し 2004 年 4 月に発表した。報告書によると、その目的事項は、次の 4 つであった。

- ・ ソルベンシー確保に必要な総ファンドを計量化する原則と手法を述べる
- ・ IAIS により考察される国際的なリスクベースのソルベンシー資本システムの基礎を提言する
- ・ リスクとその相互依存関係の最良測定方法を特定する
- ・ 実務的なリスク尺度と内部モデル手法に焦点をあてる

2.4 ソルベンシー評価報告書の主な内容

IAA ソルベンシー評価報告書 (IAA Insurer Solvency Assessment Working Party [2004]) の主な論点として以下の点があげられている。

2.4.1 三つの柱による監督手法

銀行の監督における新 BIS 規制 (バーゼル II) で用いられる予定の 3 つの柱による監督手法に保険特有の修正を施して適用する考え方である。第 1 の柱が最低財務要件 (適切な準備金、適切な資産、必要資本要件)、第 2 の柱が監督者による検証プロセス、第 3 の柱がディスクロージャーによる市場規律である。必要資本要件については、監督者が企業に対し、認可条件としてあるいは管轄区域で保険事業を営むために、保有を義務づけている目標規制資本について主に論じている。

2.4.2 全てのタイプのリスクを含める

ソルベンシー評価には全てのタイプのリスクを含めて考察すべきである。ただし、全てのリスクが定量化可能とは限らない。第 1 の柱の必要資本要件で対応すべきリスクは、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、

オペレーショナルリスクである。第 1 の柱に含まれないリスク (戦略リスク、流動性リスクなど) は第 2 の柱で対応する。

2.4.3 原則法と規則法

ソルベンシー評価は首尾一貫した原則に基づいていなければならない。評価の実施に際しては、客観性、簡明性のある規則も必要となる。

2.4.4 統合貸借対照表手法

ソルベンシー評価は会計数値を基に定義されることが多いが、資産価値、負債価値の定義が各国の会計制度によって異なるという問題がある。国際会計基準理事会 (IASB) が現実的な価格を使用した保険の国際会計基準を検討しているが、保険業界で使用されている会計制度には現在のところ国際的に統一されたものはないため、現在の会計制度に基づいてソルベンシー評価の国際的枠組みを構築することは不可能である。ソルベンシー確保のための真の財務力を正しく評価するためには、統合貸借対照表所要額 (負債と所要自己資本の合計額を現実的な価格で評価したもの) を資産の最良推定値が上回っていることが必要である。この手法を用いることにより、隠れた剰余や隠れた欠損を生じさせない、会計制度から比較的独立したソルベンシー評価システムとなる。

2.4.5 適切なリスク尺度

リスク尺度はソルベンシー確保に必要な自己資本を決定するために使用される指標数値である。ソルベンシー評価に適した尺度の特性の一つとして、コヒーレント性があげられる。IAA は保険者のリスク特性に適した尺度の一つとして Tail-VaR (Conditional Tail Expectation と呼ばれる) を推奨している。このリスク尺度は、一般に銀行業界で使用されている VaR (Value at Risk) よりも保険に適している場合が多い。これは、火災保険などでよくみられるように小規模損害の事故頻度が高く大規模損害の事故頻度は低いといったように、保険における損害額分布が非対称でテールが厚いことが多い

ためである。ソルベンシーが問題になるのは、まさにこのテールの部分である。

2.4.6 適切な計測期間と信頼水準

第1の柱での必要資本は、計測期間1年で信頼水準は高水準（例えば 99% 以下、水準の値はすべて単なる例示）の信頼度での額と、1年後の時点で将来的に残存する債務額（例えば 75%の信頼水準）の現在価値の合計額である。但し、生命保険のような長期で複雑なリスクに対しては別途のリスク評価も必要である。

2.4.7 リスク管理状況を反映

再保険などのリスク移転の影響を適切に反映すべきである。

2.4.8 標準的手法

実務的に簡明で客観的な手法であり、全社一律の係数に各社固有のエクスポージャーを乗じる手法である。標準的手法では、複数種類の保険会社に対して適切な資本要件を決定することを目的としているため、係数設定に際しては保守的に定める必要がある。日本やアメリカで使用されているリスクベースドキャピタルはこの方式で、リスク間の相関関係を反映しているのは両国のみである。

2.4.9 先進的（会社固有）手法

会社固有のリスク尺度を使用するため、その会社固有の商品設計などのリスク状況をよりよく反映できる。内部モデルは計量可能なリスクの相関関係の反映が可能である。テールにおける相関関係の分析にはコピュラのような数理解析手法が使用できる。コピュラを用いると、通常の状態ではほとんど独立と思われるが、大災害時には強い相関関係があるようなリスクを考慮に入れることができる。先進的手法では、所要自己資本は標準的手法より低くなるのが通常である。先進的手法の使用には、一般的には当局の事前承認が必要とされている。

2.5 IAIS からのコメント

この IAA ソルベンシー評価報告書 (IAA Insurer

Solvency Assessment Working Party [2004]) について、IAIS から次の主旨のコメントが寄せられた。

IAIS はこの報告書を保険者のソルベンシー評価に関する領域への重要な貢献があるものとして歓迎する。IAIS にとって、IAA の報告書は有用な情報であり、IAA と IAIS は今後のソルベンシー評価の業務について、良く連携し広範に亘って対話を継続することが望ましい。原則法は、資本要件計量化を国際的に収斂させるにあたって堅実な基礎を提供するものであり、理論実務両面での更なる研究が必要と思われる。

あわせて、IAIS から今後の検討が必要と思われるいくつかの課題が示された。これらの課題については、IAA でさらに検討が進められる予定である。

3 EU ソルベンシー II

3.1 EU の現行ソルベンシー規制

3.1.1 EU 規制の導入

EU の現行ソルベンシー規制は、損保については 1973 年から、生保については 1979 年から導入されたものである。その概要は、ミニマム・ソルベンシー・マージンとして定めた金額以上のソルベンシー・マージンを保持すること、およびその一部を資本勘定などのギャランティー・ファンドで保持することとなっている。

計算方法の概略を生保の例で説明すると、ミニマム・ソルベンシー・マージンは、責任準備金の 4% と危険保険金の 0.3% の合計額とされている。ギャランティー・ファンドについては、ミニマム・ソルベンシー・マージンの 3 分の 1 と定義され、さらに最低額（ミニマム・ギャランティー・ファンド）が定められている。

損保のミニマム・ソルベンシー・マージンの算式は、概略、保険料比例（10 百万ユーロまでの保険料の 18% および 10 百万ユーロを超える保険料の 16%）と保険金比例（7 百万ユーロまでの保険金の 26% および 7 百万ユーロを超える保険金の 23%）の大きい方の額とされている。

EU 域内統一のソルベンシー基準を最初に導入するに

あたっては、基準導入を優先し規制水準そのものは各国が受け入れやすい低い水準に止まっていた。さらに、ミニマム・ソルベンシー・マージンの算出手法は、資産運用リスクについての感応度が低いものであった。

3.1.2 単一免許

その後 90 年代半ばに EU 保険第三次指令で、所謂母国主義が採用され、その会社の本社所在地で監督・認可を受けていれば EU 域内全ての地域で保険の販売が可能であるとする相互認証による単一免許が導入された。この制度によって、保険会社は域内の一箇所で認可を受ければ、保険料率規制や約款の事前承認をうけることなく EU 域内での保険販売が可能となった。この相互認証にあたっては、EU レベルでの規制の調和が必要であり、適切なソルベンシー・マージン規制は最も重要な共通規制の一つとして、将来の見直しが課題とされた。

3.2 ソルベンシー I

3.2.1 ソルベンシー規制の改正

欧州委員会 (European Commission) は 2000 年 10 月に、これまでの生保および損保に関するソルベンシー規制を改正して保険契約者保護を強化することを発議した。この現行規制の改善・強化を図るのがソルベンシー I である。また、より幅広い見地から保険会社の財務状況全般を考察し、更なる改善を図ろうとするソルベンシー II にも着手した。

3.2.2 ソルベンシー I の概要

ソルベンシー I の内容³は 2002 年 2 月に発表されたが、監督権限がより強化されており、適用は 2004 年に開始する事業年度からとされた。概要は次のとおり述べられている。

- ・各地域のリスク特性を勘案し、各国が EU 共通のソルベンシー規制より厳しい規制を設定することは自由
- ・ミニマム・ギャランティー・ファンドは、大幅に増額

され、将来のインフレ率によってスライドすることとなった。ミニマム・ギャランティー・ファンドは、旧の 0.2 百万ユーロないし 1.4 百万ユーロから新基準では 3 百万ユーロに増額された

- ・損保のミニマム・ソルベンシー・マージンの算式において、保険料の 18%が適用される金額限度を 10 百万ユーロから 50 百万ユーロに引き上げ (50 百万ユーロ以上に対しては 16%)、保険金の 26%が適用される金額限度を 7 百万ユーロから 35 百万ユーロに引き上げた (35 百万ユーロ以上に対しては 23%)
- ・保険監督者の権限が強化され、保険契約者の利益が損なわれる場合には早期に介入して改善措置を講じることができるようになった。例えば、保険会社が現在ソルベンシー・マージン基準を充たしていても、その会社の財務状況が急速に悪化している場合には、監督者は改善措置を取ることができるようになった
- ・ボラティリティーの高いリスクプロファイルを持つ特定の損害保険契約 (海上、航空および一般賠償責任保険) については、ソルベンシー・マージン所要額が 50%増額された

3.3 ソルベンシー II

3.3.1 ソルベンシー II の概要

ソルベンシー II プロジェクトは、現行のソルベンシー制度について、最新の保険・リスク管理、ファイナンス理論、財務報告などの観点から、基本的かつ広範囲に亘って検証を行おうするものである。ソルベンシー II の重要な目的の一つは、保険者のもつリスクの真の姿により適合したソルベンシー制度を構築することにある。

ソルベンシー II は、2つのフェーズに分かれている。第 1 フェーズは、ソルベンシー制度の一般的枠組みの在り方に関連する課題である。第 2 フェーズは、より技術的になるが、各々のリスクをどのように新しい制度において考慮に入れるかの詳細部分が課題となる。

ソルベンシー II の実施スケジュールは、枠組みの指令

³ ソルベンシー I については、小松原[2002]に詳しい。

案を2005年に完成し、定量的影響度調査(Quantitative Impact Studies)を行って後、2008年実施を目指している。しかしながら、EUは2004年5月に25カ国に拡大しており、調整の難しさも予想される。

3.3.2 ソルベンシーIIの検討体制

検討開始当初は、欧州委員会・保険委員会のもとの保険監督官会議によって検討が進められてきた。注目すべき主な調査報告書を2点あげておく。

第1点目は、KPMGに委託して作成した調査報告書(KPMG[2002])で、新BIS規制で検討されている手法が保険においても有用であることおよび各保険会社のリスク管理状況とくに内部モデルの使用実態等を調査している。

第2点目は、保険監督官会議ロンドングループが作成した報告書(Conference of the Insurance Supervisory Services of the Member States of the European Union(The London Working Group)[2002])で、委員長の名前を冠してシャーマ・レポートと呼ばれている。報告書は、欧州における保険会社の破綻事例とそこから得られる教訓を纏めている。破綻事例は個別会社名でなく類型化して示されているが、多くのEUの保険会社がマネジメント不足によって破綻したと指摘している。

2003年11月になって、CEIOPS(Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors)が設置された。ソルベンシーIIの検討は、欧州委員会からの検討要請(Calls for Advice)に対して、CEIOPSが内容を検討して助言を行う方式で進められることとなった。CEIOPSは、ランファルシー・プロセス(Lamfalussy Process)⁴のレベル3の委員会である。

CEIOPSの役割には、指令の実施基準(レベル2)の起草と指針の設定(レベル3)が含まれる。CEIOPSにおいても、検討過程の透明化が図られている。即ち、協議文書を公開して、関係者の意見を吸収しながら進める手法をとっており、調査報告書および関係者から寄せられたコメントはWeb-siteに公開されている。

保険監督官会議の事務局はパリにあったが、これを引き継いだCEIOPSは、事務局となるマネージングボードを2004年にフランクフルトに移設した。CEIOPSは現在、EU25カ国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの3カ国を加えた28カ国の監督者からなる委員会となっている。

CEIOPSは、5つのアドバイザリーボードを設置して検討を進めている。その内訳は、第1の柱(生保)、第1の柱(損保)、第2の柱、第3の柱(会計を含む)、保険グループ・金融セクター間の課題等の5つからなっている。Groupe Consultatif Actuariel Europeen(欧州アクチュアリー会)もCEIOPSのアドバイザリーボードに対応した5つの全く同名のプロジェクトチーム(ミラー委員会)を設置して検討にあたっている。

3.3.3 ソルベンシーIIの枠組み

3.3.3.1 協議文書MARKT/2506/04

ソルベンシーIIの枠組みについては、いくつかの調査報告書での検討を経て、2004年7月に協議文書MARKT/2506/04(EU[2004.7])が示された。新しい枠組みは、生保・損保・再保に適用されるものであり、加盟各国と保険者が、市場に重大な混乱を与えることなく、頑健で一貫性がありかつ調和化されたものとして適用できるものでなければならぬとしている。新しい枠

を設定する。

レベル2:理事会決議1999/468/ECに定めるコミトロジー手続きにより採択される技術的実施基準。

レベル3:監督者間の協力強化とネットワークワーキングにより発行される一貫性のあるタイムリーな指針。

レベル4:欧州委員会が加盟国、欧州議会および業界と協働して

⁴ ランファルシー・プロセス(Lamfalussy Process)とは、証券セクターで使用し始めたBaron Lamfalussy委員長の名前に由来する立法手法で、2002年12月にEUの他の金融セクターにも拡大された。この手法には4つのレベルがある。
レベル1:理事会と欧州議会の共同決議で採択される指令や規則などの法律。コミトロジー手続きによって実施基準の性質と範囲

組みの特徴については、全般的ポイントおよび三つの柱のそれぞれに関して、次のとおり述べられている。

3.3.3.2 枠組みの全般的なポイント

新しいソルベンシー制度のポイントは、三つの柱手法を取り入れるとともにリスクベースの評価を推し進める点にある。以下11の主要点があげられている。

- 1) 新しいソルベンシー制度は、リスク指向手法によって保険者の全般的なソルベンシーを評価する適切な道具と能力を監督者に提供しなければならない。定量的要素だけでなく、保険者のリスク評価に影響を与える定性的見方も含むべきである。
- 2) このソルベンシー制度は、広い意味で、定量的な資本要件、監督者による検証プロセスおよびディスクロージャー要件からなる3つの柱手法からスタートすべきである。第2の柱の重要性に留意が必要である。
- 3) 第1の柱は2つの資本要件からなる。それは目標規制資本としてのソルベンシー資本要件 (Solvency Capital Requirement, 略称SCR) と最低資本要件 (Minimum Capital Requirement, 略称MCR) である。
- 4) ソルベンシー制度は、保険者が抱えているリスクを測定し適切に管理する動機を与え奨励するよう設計されるべきである。これに関して、EU 共通のリスク管理と監督者による検証に関する原則が開発されるべきである。さらに、ソルベンシー要件は保険者がさらされている計量可能なリスクをカバーすべきである。このリスク指向手法は、内部モデルの承認を含むものである。ただし、内部モデルが保険者のリスク管理を改善し、標準的手法よりも真のリスクプロファイルをよりよく反映しており、かつその適切性が確認される限りにおいてである。
- 5) ソルベンシー II の重点は会社単位の資本要件と監督者による検証にあるが、保険グループや金融コングロマ

Community Law の執行を強化するもの。

リットについての課題も取り扱うべきである。

- 6) 財務会計と監督会計の収斂を確実にするため、および保険者の管理負担を限定するためにも、監督会計は国際会計基準理事会 (IASB) が作成する会計規則と両立できるものであるべきである。これは特に技術的準備金の計算に使用される技術や手段にもあてはまる。IASB の議論の展開はEUの新しい制度に影響を及ぼすかもしれないことから、IASB の結論の方向は考慮に入れられるだろう。特別な理由がある場合には、IASB の会計規則に対して追加や修正を提案するかもしれない。
- 7) 最大限の調和を達成する目的は、各国での追加が要らないようなソルベンシー制度を策定することである。
- 8) ソルベンシー制度は、技術的準備金とソルベンシー資本要件(SCR)のそれぞれについて一様な保守性の水準を設定すべきである。
- 9) 金融セクター間の一貫性を確保するために、ソルベンシー制度の一般的な設計は、必要かつ可能な限り、銀行領域で用いられている手法や規則と両立できるものであるべきである。同様なリスクを持つ商品は、原則として同様な監督を受けるべきであり、同じ資本適合性要件、ソルベンシー要件に従うべきである。新しいソルベンシー制度は、保険グループや金融コングロマリットの効果的な監督を容易にし、かつ金融セクター間あるいは金融セクター内の監督規制の差による裁定を防止するように設定されるべきである。
- 10) 新しいソルベンシー制度を、IAIS や Groupe Consultatif IAA の検討内容と両立できるものとする。ことで、さらなる国際的収斂が促進される。
- 11) 新しいソルベンシー制度を評価するために、1回以上の定量的影響度調査がなされるべきである。一貫性のあるデータがそのような調査を行うための基本的要件である。

3.3.3.3 第1の柱の主要点

第1の柱の特徴の一つは、自己資本要件を目標自己資

本と最低自己資本に分け、目標自己資本については標準的手法に加えて内部モデルの使用を認め、最低自己資本については標準的手法に限っている点である。技術的検討課題については後で詳しく述べるが、6つの主要点があげられている。

1) 技術的準備金の水準を増加させて調和化することが、新しいソルベンシー制度の礎石である。その趣旨で、技術的準備金の保守性の水準についてベンチマークを設定することが推奨されている。新しいソルベンシー制度における技術的準備金と将来の会計制度との関係、および技術的準備金の適切な保守性の水準については分析が必要である。

2) ソルベンシー資本要件(SCR)は、保険者が予測困難な重大損失を吸収し保険契約者に合理的保証を提供できるような資本の水準を反映する。SCRは、保険者がさらされている計量可能なリスクを考慮に入れて算出されるべきであり、一定の破産確率と計測期間に基づいた経済資本(Economic Capital)の額を基準とすべきである。使用される破産確率と計測期間の適切性およびゴーイングコンサーン基準を用いてSCRを算出することの潜在的重要性については、分析が必要である。

3) ソルベンシー資本要件(SCR)を算出する標準的手法は、ファクター基準のフォーミュラ、確率論的フォーミュラ、シナリオ基準およびこれらの組み合わせといった、様々な手法に基づくことが可能である。生保、損保および再保険の事業特性を考慮にいたった最も適当な標準的手法のありかたについては、分析が必要である。

4) 最低資本要件(MCR)は、その資本水準を下回ると監督者の最終的措置が発動される資本の水準を反映する。MCRの算出方法は、SCRよりも簡明で頑健な方法によるべきである。なぜなら、このような措置は、国によっては裁判所の認可が必要かもしれないからである。新しいソルベンシー制度への移行を安定的に促進するためには、MCRは、現行の保守性の水準を維持しつつ、

現行のソルベンシー I 指令のように、明白な方法で策定されるべきである。

5) 資本要件で取り扱うリスクは、IAA のリスク分類に準拠するべきであり、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクおよび流動性リスクを含む。IAA のリスク分類に対する追加や修正は、例外とすべき特別の理由がある場合に限られよう。定量化できないリスクの範囲については、第2の柱で考慮される。6) ソルベンシー資本要件(SCR)の算出において、標準的手法にかえて、承認を受けた内部モデルを用いることが可能である。その承認基準と承認プロセスを開発し調和化する必要がある。このオプションを保険グループの内部モデルまで拡張できるかどうかは分析が必要である。

3.3.3.4 第2の柱の主要点

監督者による検証プロセスは、監督の方法、ツールおよびプロセスの調和化を増進するものであるべきである。特に、検証プロセスは、高リスクのプロファイルを生じやすい保険者を財務状況、組織状況その他の特徴から特定することを目的とすべきである。そのような保険者には、ソルベンシー資本要件(SCR)よりも高い水準のソルベンシー資本が必要である。

3.3.3.5 第3の柱の主要点

ディスクロージャー要件は、市場規律を高め、第1の柱と第2の柱の要件を補完するものである。ディスクロージャー要件は、保険者の管理負担を軽減するため、IAIS や IASB が作成するものと調和が取れているべきである。またそれは、銀行セクターのディスクロージャー要件とも両立するものでなければならない。追加や修正は、例外とすべき特別の理由がある場合に限り提案できる。ディスクロージャー要件に関連する機密性の側面については注意深い考察が必要である。

3.3.4 第1の柱の技術的論点

3.3.4.1 協議文書 MARKT/2543/03

協議文書 MARKT/2543/03 (EU [2004.2]) に掲げら

れた第1の柱に関する技術的論点について概略を述べる。この協議文書は、欧州委員会事務局(Commission Services)がCEIOPSにおける検討を進めるために作成したものである。第1の柱について、技術的準備金と所要自己資本の両面から検討されている。

3.3.4.2 生保の技術的準備金

生保の技術的準備金について、7つの論点があげられている。

- 1) 生保の技術的準備金における明示的な保守性の水準については、将来のキャッシュフローの期待値(いわゆる最良推定)を確定し、技術的準備金を算出する際に、対応するリスクファクターに明示的なリスクマージンを上乗せする手法を提案する。現行実務とIASBの提案内容を考慮に入れたものであり、合理的で適切と思われる。
- 2) リスクマージンはキャッシュフローと割引率のどちらで考慮すべきか、またその具体的決定方法をどうするかという点については、更なる議論と分析が必要である。
- 3) 技術的準備金の保守性の水準については、更なる議論と分析が必要である。
- 4) 将来の約定に関する割引率は、リスクフリーの市場レートを用いる。また保険契約に組み込まれた金融保証・オプションの評価方法については、予定利率保証、解約返戻金などの組み込みオプションを明示的に考慮に入れ、将来キャッシュフローの調整または割引率の引き下げといった伝統的手法を用いる。しかしながら、現時点で先進的オプション手法は、EU全域で熟知され使用法が確立されているわけではない。さらに、契約者配当との関係も考慮に入れる必要がある。
- 5) 国によって会社によって異なる配当政策を考慮に入れて、契約者配当をより明示的に定義し評価する手法については、更なる分析が必要である。
- 6) IASBが議論している契約引受時の利益認識の問題については、更なる分析が必要である(損保と共通)。

7) 上記の課題について目標に到達するためには、国際的に認知されたアクチュアリー実務基準が必要かどうかの論点がある(損保と共通)。

3.3.4.3 損保の技術的準備金

損保の技術的準備金について、7つの論点があげられている。

- 1) 支払備金における明示的な保守性の水準の測定については、支払備金の各要素(例えば、支払備金、IBNR、管理経費および回収可能額)の期待値を確定し、目標とする保守性の水準を得るための適切なリスクマージンを上乗せする手法を提案する。計算は契約群団ごとに行う。IASBの提案内容と両立すると思われることがその理由である。
- 2) 損保の技術的準備金における明示的な保守性の水準については、更なる意見交換が必要である。
- 3) 仮に技術的準備金に割引率を適用する場合の割引率は、IASBが提案しているように、負債のデューションに対応するリスクフリーの市場レートを用いるのが最も適当である。
- 4) 損保の契約群団の定義については、特に頻度が低く損害額が大きいリスク(例えば、航空、産業リスク、エネルギー)について、保守性の観点からどう取り扱うべきかの論点がある。
- 5) 技術的準備金の調和化は、保険金支払管理規則の明示化・調和化を意味する。どの程度まで保険金支払管理規則を詳細に規定するかという問題については、OECDが提唱する Good Practices for Insurance Claim Management (November 2003)に定める原則法によるものが手始めとしては実用的である。
- 6) 平衡準備金の取扱については、資本要件の一般的枠組みと財務報告との関連性が策定された後の検討課題である。
- 7) 未経過リスク引当金の問題は重要であるが、更なる議論と分析が必要である。

3.3.4.4 目標自己資本

ここでは、生保と損保で共通の目標自己資本 (Target Capital, 前出のSCR に同じ) 制度が検討されている。

9つの論点があげられている。

- 1) 欧州標準的フォーミュラ、そのパラメータを必要に応じて各国の市場に適合するように設定した国別標準的フォーミュラ、そしてそれにかわる内部モデルといった手法の幅を持った構造を提案する。
- 2) 目標自己資本に適合したリスク尺度として、異なる種類の尺度を組み合わせることを提案する。一般的には VaR が使用できるが、発生頻度が低く損害額が大きいリスクについては Tail-VaR もしくは分布の歪みを適切に反映できるような他の尺度を用いる。尺度の組み合わせは、その尺度の組み合わせの合計がコヒーレントである場合に限って可能である。上記の方式が、実施に際して過度に複雑でなく、リスク実態を最も良く捉えることができると思われるが、更なる議論と分析が必要である。
- 3) 目標自己資本についての適切な計測期間は、新しいソルベンシー制度が全体として実施された場合には、長期の計測期間は第2の柱で考慮されることから、計測期間は1年がより実用的で充分保守的である。しかしながら、IAA が言うように複雑で長期のリスクについては、リスクの期間に従った計測期間を設定する考えは理論的観点からメリットがある。IAA が述べているとおり、ソルベンシー評価に際しては全ての期間のキャッシュフローを考慮に入れなければならない点に留意が必要である。
- 4) VaR, Tail-VaR それぞれについて最も適切な信頼水準はいくらかという課題がある。これは極めて政策的問題であり、決定する前により広範な深い議論と分析が必要である。しかしながら、オランダ、イギリス、オーストラリアなどの国では 99.5%VaR (破産確率 200 分の 1) が既に適用されている。大まかに言って、保険会社は最低限でも投資適格格付け (BBB) 相当が必要ということ

であり、欧州委員会事務局(Commission Services)はこの考えに傾いている。

- 5) 目標自己資本の測定を、ゴーイングコンサーン基準、ランオフ基準またはワインドアップ基準のいずれとすべきかという問題については、更なる議論が必要である。IAA は、バランスのとれた手法の必要性を述べている。さらに、保険者のソルベンシーが一定の低い水準まで下がったときには、完全なランオフ手法に転換するのが適切であると確信する監督者もいる。
- 6) オペレーショナルリスクをどう取り扱うかについては、第1の柱と第2の柱の両方で取り扱うか、当面の間第2の柱で対応し適切な手法が確立されたときに第1の柱に追加するかといった議論があり、この問題については更なる議論が必要である。
- 7) リスクファクターの分類は何を採用し、標準的モデル、内部モデルに必ず含めるべきリスクファクターは何かという問題については、IAA のリスク分類を採用し、IAA の目標自己資本についての標準的手法を採用するのが出発点としては適切である。しかしながら、リスクのモデリング手法については注意深く研究する必要がある。また他のモデルがインスピレーションや実務的経験をもたらすこともある。
- 8) 標準的モデルの構造はどのように形成されるべきか、生保と損保で違う構造をとるべきかという問題がある。この問題の主たる意思決定基準は、手法の精度と実用性のバランスにある。IAA のモデルは、オーストラリアやフィンランドで用いられているような確率分布に基づくものである。オランダ、スイスおよびイギリスにおける最近のプロジェクトでは、シナリオ基準の手法が選択されている。この課題については、関係者との更なる議論が必要である。
- 9) リスク依存・相関をどのように考慮すべきかという問題については、インセンティブの観点からは、標準的手法では相関によるリスク量の控除を仮定せず、内部モ

デル手法では相関を反映することが利点がありそうだが、他の方法も分析が必要である。

3.3.5 ソルベンシーⅡの今後の検討スケジュール

ソルベンシーⅡの今後の検討スケジュールとしては、3つのWaveに分けて進められることとなっている（EU [2004.7]）。第1のWaveは第2の柱に関するもので2004年7月から検討開始、第2のWaveは第1の柱に関するもので2004年12月から検討開始、また第3のWaveは第3の柱に関するもので2005年3月から検討開始の予定となっている。CEIOPSからは、2004年10月末以降、4カ月ごとに進捗状況の報告が行われ、欧州委員会からのソルベンシー・フレームワーク指令案の提示は2005年末が目標とされている。

4 今後の展望

4.1 ソルベンシー規制の国際的動向が各国に与える影響

4.1.1 IAIS, IAA および EU ソルベンシーⅡの関係

IAAはIAISにおけるソルベンシー基準の検討に資するための報告書作成や課題検討を行っており、IAISに専門職団体として貢献しようとしている。IAISもIAAの貢献を期待しており、対話を継続する体制が強化されつつある。

IAAとEUソルベンシーⅡの関係については、IAAはその定款の従属性の原則（Principle of Subsidiarity）により地域のアクチュアリー会の招待が無い限り地域レベルの問題には係わらないこととなっており、Groupe Consultatif（欧州アクチュアリー会）の要請に応じてIAAが支援を行なっているという関係にある。

EUソルベンシーⅡでは、新しいソルベンシー制度を、IAISやGroupe Consultatif / IAAの検討内容と両立できるものとしようとしており、IAISが新しい保険監督の枠組み（案）を公表してその方向性を示したことの意義は大きい。今後の国際的ソルベンシー規制の具体的検討は、IAISの「コーナーストーン」の検討を中心に、IAIS、EUおよびIAAが相互に影響しながら進んでいくものと

思われる。

また、アメリカにおいても標準責任準備金法の見直し（Standard Valuation Law II）が検討され始めている。このプロジェクトでは、リスクベースドキャピタル（RBC）とパラレルな責任準備金の積立方式およびガバナンス要件（新BIS規制の第2の柱および第3の柱）についての枠組みを検討しており、ERM（Enterprise Risk Management）の手法を用いて商品間のリスクの相関構造を捉えようとしている。この検討状況も国際的なソルベンシー規制の方向性に影響を与える大きな要因となろう。

日本のソルベンシー規制は、アメリカのRBC方式を下敷きにした最新の制度であるが、新BIS規制やIAISの新しい保険監督の枠組み（案）などの国際的な動向に対応した見直しが課題となってくるものと思われる。

4.1.2 透明性と規制による裁定の防止

IAISにおけるソルベンシー規制の検討方向は、保険業界内だけでなく金融セクター間の比較可能性と透明性も重視している。これは国際会計基準とも共通する国際的な流れである。国際的な動きも透明性を高める方向に進むと思われる。

金融市場のグローバル化の下で、子会社形態や支店形態での相互進出が増加してくれば、どちらの形態の資本コストでどの地域に進出する方がより効率的かという問題が生じる。金融コングロマリットの形態では、さらにどの業種から商品提供したほうがより資本効率が高いかということになる。商品の直接提供者は、再保険・ヘッジなどのリスク移転手法で他の金融セクターにリスク負担させることによる必要資本の効率化を追求することも可能である。

こうしたソルベンシー規制の違いによる必要資本要件の差異による裁定を減少させようというのが国際的な方向性の一つである。このため、ソルベンシー規制は、各国における商品特性・税制等を除いて、一貫性があり

比較可能な方式に収斂していくという方向性にあるものと考えられる。

4.1.3 自主的リスク管理とガバナンス

保険監督においても銀行の新BIS規制と同様、当局管理型の規制から、保険者が自らリスク管理を行ない監督者はそれを検証し、市場規律に委ねるといった方向へ向かうものと思われる。

EUソルベンシーIIにおいても新BIS規制の3つの柱方式を採用することとされている。日本の保険検査マニュアルは、自己責任原則と市場規律による監視を基本的考えとしており、国際的にも進んだ内容となっている。

アメリカの全米保険監督官協 (NAIC) は「リスク基準の監督の枠組みに関する草案」を2004年3月に公表している。アメリカでは既にリスクベースの監督が行われているが、コーポレートガバナンスやリスク管理体制に焦点をあて、その会社に起きつつあるリスクを早期に特定しようとしている。

保険会社のガバナンスの問題については、英エクイタブル保険の破綻に関するペンローズ調査報告書でも指摘されており、アメリカにおける Sarbanes - Oxley 法によるガバナンス要件への対応問題とあわせて、今後の検討課題となる。

アクチュアリーに関しては、アポイントドアクチュアリーが CEO を兼務できないような法的制限が設けられている国とそうでない国がある。イギリスではエクイタブル問題を契機に兼務が禁止されたが、この問題はアポイントドアクチュアリー制度など各国の保険監督の実状に合わせた検討が必要であろう。

4.1.4 リスクベースの監督基準

アメリカの RBC 方式のようなソルベンシー規制を採用する国が増加している。日本も RBC 方式を既に採用している。EU では、リスクベースの規制に抵抗感を持つ国もあったようだが、検討の結果、ソルベンシーIIの枠組み (EU[2004.7]) において、リスクベース基準の採用を打

ち出したところである。保険者自身によるリスク管理を進めていくには、リスクベースのソルベンシー評価が不可欠である。

リスクベースの規制方式には、標準的手法と先進的手法があるが、標準的手法はその客観性・簡明性から監督手法としてのメリットは大きいと考えられる。EUソルベンシーIIにおいても、最低資本要件については日米と同じく標準的手法の適用が検討されている。

EUソルベンシーIIでは、ソルベンシー資本要件 (目標自己資本) については先進的手法 (内部モデル) の使用も検討されている。EUソルベンシーIIにおける最低自己資本要件と目標自己資本要件を明確に分けて規定する方式は、英 FSA の第1の柱の最低資本要件と第2の柱の個別資本適合基準 (Individual Capital Adequacy Standards) を併用する方式と合わせて、新しい動向として注目される。

4.1.5 内部モデル

リスクベースによる保険者自らのリスク管理を促進するためには、よりその企業のリスク実態に適合した評価方式が望まれる。ソルベンシー評価の標準的手法は、ファクター係数に業界共通の値を用いるため、企業固有の特性をよりよく反映しようとするれば、内部モデルを使用する必要がある。銀行の新BIS規制でも信用リスクについて内部モデルの使用が認められている。保険業界では、オーストラリアの損保など監督当局によって制度化されている例も一部ある。

内部モデルの実用化に際しては、モデルそのものの信頼性の向上をはじめ、内部モデルの当局による承認や結果のピアレビューといった課題があり、時間はかかるかも知れないが、保険についても内部モデルの使用が定着していくものと思われる。

4.2 アクチュアリーが果たすべき役割

4.2.1 リスクの分類と評価

保険者のソルベンシー評価にあたっては、保険者が保

有するリスクの分類と評価が基本となる。ソルベンシー評価関連の課題をあげると、例えば生保の保険引受リスクにおける内部モデルの設計、損保の保険引受リスクにおける関連の反映手法としてのコピュラの実用化、資産運用リスクにおける埋め込みオプションの取扱、リスク統合におけるより簡単なテールの相関モデルの開発など挑戦すべき課題は多い。これらの領域における理論面の開発だけでなく、実務面についてもコスト・時間も考慮した実用化可能な手法の開発といった点についてアクチュアリーが果たすべき役割は大きいと思われる。

ソルベンシー評価の領域においても国際的な情報の共有化が進んでおり、諸外国の研究成果を日本の実務に応用できないか積極的に研究するとともに、日本からの発信も今後徐々に増えていくことが期待される。

4.2.3 リスク管理

保険者によるリスク管理は第2の柱の重要な部分である。アクチュアリーは偶発的事象の管理の専門家であり、リスク管理に大いに貢献できる。資産・負債の両方にわたるキャッシュフローの算出や大規模災害の集積リスクの計測など貢献できる領域は幅広い。

リスク管理は、企業が抱えるリスクと必要資本とのチェックだけでなく、収益率向上のためのチャンスの発見といったプラスの面も含まれる。この意味でも、アクチュアリーはリスク管理に貢献できる。

今後、リスクが複雑化・高度化していく中で、リスク管理業務においてアクチュアリーへの期待度はますます高まっていくものと思われる。

4.2.5 ピアレビュー

ピアレビューについて、IAA Insurer Solvency Assessment Working Party [2004] は次のように述べている。

3.48 アクチュアリーは、保険契約債務の決定、リスク管理、必要資本要件、現在の財務状況、将来の財務状況など、高度な判断力や裁量が要求される項目について

独立したピアレビューを提供することで、第2の柱において監督者の支援を行うことができる。また、第3の柱においても、公共の利益にかなう適切な情報開示業務の設計に貢献することができる。

ピアレビュー制度は、2004年からカナダで既に実施されており、オーストラリアおよびイギリスのアクチュアリー会が支持を表明している。EUソルベンシーIIでも前向きに検討されている。

ピアレビューは、準備金の評価などにおいて裁量の範囲が大きい場合に特に必要性が大きく、内部モデルや確率論的手法などを用いる場合についても導入の検討が必要となってこよう。ただし、ピアレビューについては会計監査との関係、コスト負担の問題、レビュー者の資格要件・独立性の問題など検討すべき課題も多く、各国の保険監督の状況に応じた検討が必要となろう。

参考文献

小松原章[2002], 「EU生保のソルベンシー・マージン規制改正動向」, 『ニッセイ基礎研 REPORT』2002.7, 14-19頁

Conference of the Insurance Supervisory Services of the Member States of the European Union (The London Working Group) [2002], "Prudential Supervision of Insurance Undertakings", European Commission, December 2002, http://europa.eu.int/comm/internal_market/, (2004年12月10日, EU関係は以下同様)

EU[2004.2], "Solvency II- Organisation of work, discussion on pillar I work areas and suggestions of further work on pillar II for CEIOPS", MARKT/2543/03, European Commission, February 2004

EU[2004.7], "Solvency II: Road Map for the Development of Future Work - Proposed

Framework for Consultation and Proposed first wave of Specific calls for advice from CEIOPS”, MARKT/2506/04, Insurance Committee, July 2004

IAA [2002], *The Use of Actuaries as Part of a Supervisory Model*, IAA, September 2002

IAA Insurer Solvency Assessment Working Party [2004], *A Global Framework for Insurer Solvency Assessment*, IAA (『保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組み』, 日本アクチュアリー会会報別冊第216号)

IAIS [2003], *Insurance Core Principles and*
(表1) リスク評価方式の概要比較

Methodology, IAIS, October 2003

IAIS [2004], *A New Framework for Insurance Supervision – Towards a common structure and common standards for the assessment of insurer solvency*, IAIS, October 2004

KPMG[2002], “Study into the methodologies to assess the overall financial position of an insurance undertakings from the perspective of prudential supervision”, European Commission, May 2002

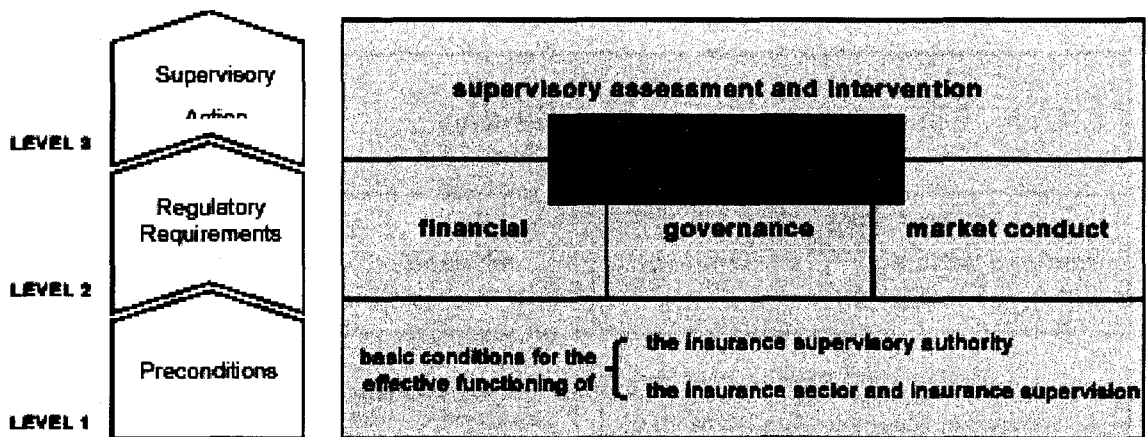
	生保	損保
EU	[ミニマム・ソルベンシー・マージン] 責任準備金 × 4% + 危険保険金 × 0.3%	[ミニマム・ソルベンシー・マージン] 保険料 × 16%と保険金 × 23%の大きい方
アメリカの RBC	$\sqrt{(C1+C3)^2 + C2^2} + C4$ C1;資産リスク C2;保険リスク C3;金利リスク C4;経営リスク	$R_0 + \sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2 + R_5^2}$ R ₀ ;保険関連会社投資リスク+オフバランスリスク R ₁ ;インカムゲイン投資に係る資産運用リスク R ₂ ;キャピタルゲイン投資に係る資産運用リスク R ₃ ;信用リスクの1/2 R ₄ ;支払備金リスク+信用リスクの1/2 R ₅ ;保険料リスク
日本(RBC方式)	$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4$ R ₁ ;保険リスク R ₂ ;予定利率リスク R ₃ ;資産運用リスク R ₄ ;経営管理リスク	$\sqrt{R_5^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_6$ R ₅ ;一般保険リスク(5%の相関を仮定) R ₂ ;予定利率リスク R ₃ ;資産運用リスク R ₄ ;経営管理リスク R ₆ ;巨大災害リスク

(資料)日本アクチュアリー会テキスト

(表2) ソルベンシー規制の概要比較

	Target Capital	Minimum Capital
EU ソルベンシー II (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・支払不能に陥る可能性を一定水準以下に抑える為の目標自己資本 (黄信号) ・経済資本(Economic Capital) に基づく ・破産確率または裾の分散を固定 ・企業にみずからの真のリスクを測定する動機付けを与える ・内部モデル使用可 ・早期警告基準は、これと最低基準の中間で設定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過大なリスクを冒しているときみなされる絶対的最低水準「セーフガード」(赤信号) ・裁判所の手続きの必要性有 ・客観的かつ単純であること ・内部モデルの使用不可 ・強制的介入基準。
米国	RBC レシオにより、 200%未満 Company Action Level ; 改善計画書の提出 150%未満 Regulatory Action Level ; 保険会社の検査・改善命令 100%未満 Authorized Control Level ; 保険会社を管理下におき再建または清算できる 70%未満 Mandatory Control Level ; 保険会社を管理下におき再建または清算しなければならない	
日本	ソルベンシー・マージン比率により、 200%未満 ; 改善計画の提出・実行命令 100%未満 ; 配当の抑制・禁止、新規契約の保険料変更等 0%未満 ; 期限を付した業務の全部または一部の停止命令	

資料 ; EU [2004.2], 日本アクチュアリー会テキストより著者作成 (米国 RBC は 1993 年当時)



(図1) 保険監督の新しい枠組み (資料) IAIS [2004]

On the Global Trend of Solvency Regulation and EU Solvency II Project

Toshihiro Kawano

Nissay Dowa General Insurance Company
St. Luke's Tower, 8-1, Akashi-cho, Chuo-ku, Tokyo, 104-8556 Japan
E-mail:toshihiro.kawano@nissaydowa.co.jp

Abstract

Harmonization of the prudential supervision of the insurer solvency and capital adequacy is becoming one of the most important global issues.

At first, main activities of the International Association of Insurance Supervisors and the International Actuarial Association are described. And then focus is on the Solvency II project of European Union. Some issues on the framework of Solvency II and technical issues upon pillar I capital requirement are described in detail.

The trend in solvency regulation is to reflect the insurer's risk profile more adequately to the total solvency system, particularly to capital requirement, and to enhance the risk management of the insurer.